

ワーケーション受入環境整備事業費補助金

長門市では、観光地で休暇を楽しみながらテレワークを活用して仕事をする新たな働き方である「ワーケーション」に対応できる環境整備に要する経費の一部を補助金として交付いたします。

●補助対象者

- (1) 市内で宿泊施設、コワーキングスペースまたはシェアオフィス、アウトドア関連施設を運営されている方
- (2) 市税を完納している方
- (3) 長門市暴力団排除条例（平成23年条例第14号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員または同条第3号に規定する暴力団員等でない者

●補助額及び補助率

対象経費の1/2以内、上限 500千円

●補助対象経費

工事請負費、備品購入費、原材料費、委託料、謝金、旅費、その他ワーケーション受入環境整備に必要と認められる経費

補助対象事業の例

(ハード整備)

- ・通信環境整備
- ・ワーケーションに適した机・椅子などの備品の購入
- ・電源・照明等のワークスペースの整備
- ・電話等ができるプライベートスペースの整備 など

(ソフト整備)

- ・ワーケーション向け食事メニューの開発経費
- ・ヘルスケアやチームビルディング、新しいシナジー効果を生むなど、ワーケーションに効果的なプラン造成経費 など



●募集方法/提出先

募集締切：令和 3 年 6 月 30 日（水） 午後 5 時必着

※郵送の場合は6月30日（水）消印有効

受付時間：午前 9 時から午後 5 時まで（土・日・祝日除く）

提出先：〒759-4192 長門市東深川1339番地 2

長門市役所 経済観光部 観光政策課（本庁 2 階15番）

TEL：0837-23-1137

mail：kanko.s@city.nagato.lg.jp

提出方法：メール、郵送、持参

※詳しくは募集要項をご確認ください。